

## 騒音規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別表第1)

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（と石を用いるものに限る。）</p>
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）</p>
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバッカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）</p>
8	抄紙機
9	印刷機（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）